

神監第112号
令和8年4月

一般社団法人 神戸貿易協会 会長 殿

神戸税関長 馬場 義郎

春の取締強化期間に係る協力依頼について

平素より税関行政に対し、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

税関では、覚醒剤、大麻といった不正薬物や銃器、金及びテロ関連物資等の密輸入阻止のため、関係機関と連携して水際での厳正な取締りに当たっているところですが、下記のとおり「取締強化期間」を設定し、水際対策の更なる強化を図ることと致しました。

今般の取締強化期間においては、特に近年の金価格の高騰等の影響を受けて、消費税の脱税を目的とした金密輸の取締り強化を行います。

効果的な水際取締りを実施するためには、貴団体をはじめとして、関係業界及び国民の皆様のご理解とご協力を賜ることが不可欠であります。

つきましては、別添の文書を貴団体内各位へ配布していただくとともに、密輸等に関する情報提供について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

取締強化期間：令和8年5月11日（月）～5月25日（月）【15日間】

STOP!
金密輸

密輸に関する情報や不審貨物等に関する情報がございましたら、どんな些細なものでも結構ですので、最寄りの税関又は以下の連絡先へお知らせください。

- ・密輸ダイヤル（24時間受付）
フリーダイヤル 0120-461-961
- ・税関HP「密輸情報提供のお願い」

(<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>)

※緊急の場合は、密輸ダイヤル（24時間受付）をご利用下さい。

皆様からの情報が、「安全・安心な社会」実現への第一歩となります！





税関

Japan Customs

不正薬物、銃器、金地金及びテロ関連物資等の取締りを強化します。

期間: 令和8年5月11日(月)～5月25日(月)

神戸税関では、上記の期間を「取締強化期間」として、不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資等に対する取締りを強化します。

どんな些細なことでもよいので、密輸入に関する情報提供を下記の連絡先をお願いします。

罰金
1,000万円
又は
貨物の価格の
5倍

自分が携行した荷物については、「知らない」は通用しません

金の密輸は、脱税を伴う重大犯罪です

税関では、金地金の密輸に対して、検査の強化、処罰の強化など対策をとっています。

罰金
1億円

想像以上の罰金! どうしよう...

STOP!!
金密輸

税関では門型金属探知機等を活用し、金地金の密輸取り締まりのため、検査を強化しています

犯罪に荷担しない、巻き込まれない等、十分ご留意ください。

罰金内容

密輸する

例えば 2,000万円の金を

門型金属探知機

バレないと思っただけに...

子ども
あか
みらい
子供たちの
明るい
未来のために

税関は安全安心な社会の
実現に向けた
取り組みを進めています。

税関イメージキャラクター
カスタム君

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

税関Twitter

http://twitter.com/custom_kun

税関チャンネル

<http://www.youtube.com/user/mof>

税関Facebookページ

<http://www.facebook.com/Japan.Customs>

密輸ダイヤル(24時間受付)

許しません

シロイ(粉)

クロイ(武器)

0120-461-961

(携帯からも通話無料)

密輸情報提供サイトもご利用できます。

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



こんな時は税関まで

●●税関支署 ●●部門
000-000-0000

【物流・倉庫関係】

- インボイス記載の品名と異なる貨物を発見したとき
- 同一貨物なのに、異なるマークや目印が付されている貨物を発見したとき
- 同一貨物なのに、重量が明らかに異なる貨物を発見したとき
- 梱包テープが過剰に使用されていたり、外装の変色、油状のしみの付着、異臭を放つ貨物を発見したとき
- 通関を異常に急いだり、頻繁に問い合わせをしてくる輸入者がいたとき
- 正当な理由もないのに配送先を複数回変更されたとき



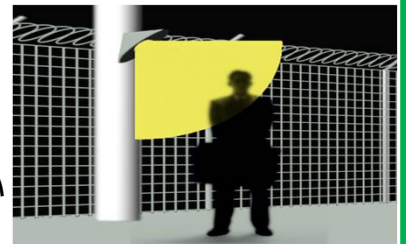
【港湾・漁業関係】

- 何か荷物が入っているような漂流物や漂着物を発見したとき
- 目的がハッキリしない改造がされている小型船を見かけたとき
- 外国の船と頻繁に無線交信したり、沖合に向かって信号や合図を送っている船や人を見かけたとき
- 岸壁付近で長時間停車しているレンタカーや他府県ナンバーなど、普段見慣れない車を見かけたとき
- 漁具を積まずに出港したり、時化の日や夜間に出入港するなど、不審行動をとる船を見かけたとき
- 沖合で不自然に接触し、船舶間で荷物の受渡しをしている船を発見したとき



【港湾・警備関係】

- 周囲を警戒しているような落ち着きのない乗組員や訪船者を見かけたとき
- 港頭地区でレンタカーや他府県ナンバーなど、普段見慣れない車を見かけたとき
- 人影の少ない深夜に、一人でSOLASゲートから出入構する乗組員や訪船者を見かけたとき
- SOLASゲートを出構する際に、大きな荷物を所持している乗組員や訪船者を見かけたとき
- SOLASフェンス越しに荷物の受渡しをしている乗組員などを発見したとき



【空港関係】

- 渡航先で中身の分からない荷物を預かっている人を見かけたとき
- 団体旅行の中で一人別行動をしていたり、日程に不釣合な量の荷物(2泊3日でスーツケース3個など)を持っている人を見かけたとき
- 機内で異様に厚着をして汗をかいていたり、食事もせず、落ち着きのない旅客を見かけたとき
- 機内の座席周辺やトイレなどの共用部を不自然に開閉している旅客を見かけたとき

